

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第166号	
事故等種類	衝突（海苔網施設）	
発生日時	平成23年11月7日（月） 23時00分ごろ	
発生場所	山口県宇部市宇部港 宇部市所在の亀ヶ瀬灯標から真方位266° 2,100m付近 （概位 北緯33° 54.8′ 東経131° 15.8′）	
事故等調査の経過	平成23年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット ^{フアルボ} Furbo、6.4トン	
船舶番号、船舶所有者等	242-15726鹿児島、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 機関据付台が約10cm後方に移動、推進器軸曲損 海苔網施設 枠網、浮子網、浮子、錨損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗船し、宇部港沖を西進中、亀ヶ瀬灯標の灯光を宇部港沖の本山灯標の灯光と誤って航行し、平成23年11月7日23時00分ごろ亀ヶ瀬灯標から真方位266° 2,100m付近の海苔網施設と衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約1.1m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約0.1m、船体中央（フィンキール）約1.9m、船尾約0.0mであった。 船長は、宇部港沖を約10回航行した経験があった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、宇部港沖を西進中、亀ヶ瀬灯標の灯光を本山灯標の灯光と誤認して航行したことから、亀ヶ瀬灯標西方沖の海苔網施設と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、宇部港沖を西進中、亀ヶ瀬灯標の灯光を本山灯標の灯光と誤認して航行したため、亀ヶ瀬灯標西方沖の海苔網施設と衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行経験のある海域においても、船位の確認を適切に行って航行すること。	